

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館図書資料受入基準

令和4年3月25日

沖芸大基準第7号

(目的)

第1条 この基準は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館における寄贈図書資料の受入に関する必要な取り扱いを定めることを目的とする。

(資料の範囲)

第2条 この基準において図書資料とは、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、及びマイクロフィルム及びそれに類するものをいう。

(受入図書資料)

第3条 寄贈申込みのある図書資料のうち、次の各号に該当するものを除き、受け入れる

ものとする。

- (1) 寄贈条件が付されている図書資料で、受け入れ難いと認められるもの
- (2) 既存の所蔵資料と同一の図書資料で、図書で2冊以上、雑誌で1冊以上が所蔵されているもの
- (3) 刊行後、相当期間経過した図書資料で、資料的価値が喪失していると認められるもの
- (4) 汚損又は破損している図書資料で、補修に要する費用が当該図書資料の取得に要する費用を上回ると認められるもの
- (5) 宗教団体、政治団体等が広報・宣伝を目的に出版したもの
- (6) 寄贈者の自発的意志によるものと認められないもの
- (7) 人間の尊厳を損なうおそれがあると認められるもの
- (8) その他受け入れることがふさわしくないと認められるもの

(運営委員会への報告)

第4条 一回の寄贈につき、概ね100冊(部)を越える寄贈申込みのある図書資料を受け入れた場合は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会へ報告するものとする。

(寄贈申込の受理)

第5条 図書資料の寄贈申込の受理は、図書資料寄贈申込書(様式第1号)によるものとする。ただし、送付状等によって寄贈の意思が確認できる場合は、当該手続きを省略することができる。

(受入決議)

第6条 図書資料の寄贈申込の受入にあたっては、図書資料受入決定書(様式第2号)により館長の決裁を受けるものとする。

附 則 (令和4年3月25日館長決裁)

この基準は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

図書資料寄贈申込書

年 月 日

公立大学法人沖縄県立芸術大学理事長 殿

申込者

住所：

氏名：

電話：

私所有の下記資料を貴大学へ寄贈したいので、受領されるよう申し込みます。

記

1. 種別
2. 著者名
3. 書名
4. 時価
5. 寄贈の趣旨

※2冊以上の場合は、寄贈図書リストを添付して下さい。

様式第2号（第6条関係）

図書資料受入決定書

みだしのことについて、 から別添「図書資料寄贈申込書」のとおり、寄贈の申込みがありますので、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館図書資料受入基準第3条に適合していると認められるので受け入れてよいでしょうか。

記

1. 種別

2. 著者名

3. 書名

4. 時価

5. 寄贈の趣旨

年 月 日

館長	館員	担当司書